

## 福崎町工事成績評定実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、福崎町工事等検査規程(以下「規程」という。)第10条に規定する工事の成績評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定めることにより、本町が発注する工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負人の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 評定の対象とする工事(以下「対象工事」という。)は、最終契約額が250万円以上の工事とする。

### (評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、福崎町工事監督規程及び福崎町工事等検査規程に規定する監督員及び総括監督員並びに検査員とする。

### (評定の時期)

第4条 評定の時期は、工事完成検査の後とする。

### (評定の方法)

第5条 評定者は、対象工事ごとに監督又は検査業務の遂行上確認した事項に基づき、独立して的確かつ公正に評定するものとする。

2 評定者は、検査後に対象工事の手直しがあったときは、手直し前の状態をもって評定するものとする。

3 評定者は、工事成績採点表(別記様式第1号)及び工事細目別評定点採点表(別記様式第2号)により評定するものとする。

4 工事成績採点表における評定は、評定点合計の点数に応じ、次のとおりとする。

| ランク | 評定点合計      | 評定    |
|-----|------------|-------|
| A   | 75点以上      | 優れている |
| B   | 65点以上75点未満 | 普通である |
| C   | 65点未満      | 劣っている |

### (評定点の通知)

第6条 町長は、対象工事の請負人に対し、評定点(工事成績採点表により採点された評定点の合計をいう。以下同じ。)を工事成績評定表(別記様式第3号)により通知するものとする。

(説明請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた請負人は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に書面により、町長に対し、評定点に関する説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第8条 町長は、前条の規定により請負人から説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

2 町長は、前項の規定により回答しようとする場合において、必要があると認めるときは、福崎町建設工事等入札参加者審査会の意見を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行前に発注した工事については、なお従前の例による。